

文例（面倒を見てくれた嫁がいる場合）

第1条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 土地  
所在 〇〇区〇〇町〇丁目  
地番 〇〇番地〇〇  
地目 宅地  
地積 150平方メートル
- 2 建物  
所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇  
家屋番号 〇〇番〇〇  
種類 居宅  
構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建  
床面積 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長年にわたって遺言者の介護をしてくれた長男〇〇の妻〇〇（生年月日）に対して、感謝の意をこめて遺贈する。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 定期預金  
口座番号 〇〇〇〇〇

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職業 〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

息子のお嫁さんは、相続人ではありませんので、財産を相続することはできません。しかし年寄りの面倒をみるのは実の子よりも、一緒に暮らしているお嫁さんであるケースが少なくありません。どんなに介護で尽くしてくれたとしても、お嫁さんには相続人ではないので寄与分も

認められませんので、生前贈与もしくは遺言による遺贈の他に、財産を残してあげることはできません。お世話になった感謝の気持ちとして、お嫁さんにも息子とは別に財産を残してあげたいと考える場合は特定遺贈を利用しましょう。

#### ｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺言者に相続人もいる場合は、受遺者と相続人との間で争いが生じないように、相続人の遺留分を侵害しない範囲内で遺贈することをお勧めします。特に受遺者が相続人と対立する立場にある場合は、承継させる財産は慎重に決め、必ず遺言執行者を指定しておきましょう。